

## 各国のトピックス

# ナーシング・ホームの腐敗

( アメリカ )

最近合衆国では、民間のナーシング・ホームにおける患者虐待事件が相次いで暴露され世論を喚起している。

そこで連邦議会は事実究明のため、特別調査団を編成して国内の民間ナーシング・ホームの実態調査にのりだしたところ、意外な事実が判明して、善良な市民を驚かせた。

1965年の連邦メデケイド・プログラム確立後、飛躍的に増加した民間ナーシング・ホームが、10年も経過しないうちにおびただしい腐敗を生じ、あるものはマフィアと結びつき一大シンジケートを作り上げているとさえいわれる。

以下に1974年末から1975年にかけて「ニューヨーク・タイムズ」紙に掲載されたこれに関する記事を紹介しよう。

### 腐敗の実情

検査官達は決して夜にはやって来ない。しかしこそは最悪の時なのだ。ナーシング・ホームに収容されている老人達は便器が必要になる。またはバスルームにいく助けが必要になる。彼等は助けを呼ぶ、だが誰も来ない。彼等は一晩中汚物のなかにまみれて、苦しみとたかわなければならないことがしばしばある。それを繰返しながらやがて死ぬ……

これがナーシング・ホームで数知れず起る最近の「アメリカ式死方」なのである。

全ての貧困老人に高額な医療費を緩和することで老人福祉に貢献することをめざした1965年のメデケイドに関する立法が、どうして国家的なスキャンダルを生むような結果になったのであろうか？

ナーシング・ホームの実態調査を行なったメンバー達は、いたるところで極悪の詐欺や虐待を発見した。連邦議会上院の老人問題特別委員会の小委員会による1974年12月に公表された調査報告書は、その表題を「合衆国のナーシング・ホーム・ケア；公的政策の失敗」としている。

1965年に、連邦議会はメデケイド・プログラムの実施を州に負わしめた。同プログラムの実施は、大部分が民間に依存することになった。そしてこれは、敏腕な企業家としての民間ナーシング・ホームの経営者の金もうけ仕事になってしまった。プログラムに対する政府補助という餌は、十分に投機の対象になった。

投機家達のカンは当った。メデケイドは年間約100億ドルをもたらす大企業にのしあがった。国内の23,000のナーシング・ホーム（120万病床）は、昨年約75億ドル以上の資金をうけているが、その中の半分以上はメデケイドに対する政府補助金であった。そして、ホームの大部分は民間のものである。

現在プログラムは、政府の監督なしに運営されている状態で、少なくとも月に一度は政府の監督官がナーシング・ホームを巡回しなければならないという現行規則は、完全に有形無実化されている。

ホームの会計検査は、事実上、1971年まではなく、その後もめったに行なわないままである。こうした事情が不正行為の誘因となったのであるが、今回の調査で、多くのケースが白日にさらされるに及んで、驚くばかりの不正事が一般市民に知られた次第であった。だが、多くの不正が摘発されたにもかかわらず、唯一人のナーシング・ホーム経営者が起訴され、司法省によって有罪とされただけである。ニューヨーク州では、会計検査が裏帳簿、幽靈職員のサラリー、およびその他の詐欺事実を広範にあげたのであったが、起訴されたものまたは行政罰をうけたものはいなかった。またニューヨーク市においては、4人の保健監督官が彼等の報告に何等かの絶対的圧力が加えられたことを証言した。

怠慢に対するきびしい批判をうけて、保健・教育・福祉省は、1月初め、「1971年連邦生命安全法典（Federal Life Safety Code）」に違反する9のニューヨーク州内のナーシング・ホームに、メデケイドの財政負担の50%の補助

を停止するという通告を与えた。これを発表するにあたって、カスパー・W・ワインバーガー (Caspar W. Weinberger) 保健・教育・福祉長官のペーター・H・フランクリン (Peter H. Franklin) 特別補佐官は、国内のナーシング・ホームのほとんどはうまくいっており、報道されたショッキングな状態は特定のホームにかぎっている、と語った。

しかしフランクリン氏は、省の最近の活動について、国内のナーシング・ホームを選んで秘密に調査している、とも語った。この調査の結果、「患者に対する薬の与えすぎ」が判明した。ナーシング・ホームの不適当な処遇、薬剤の過剰投与および誤用は、調査で明らかになった代表的なものである。

もちろん、処遇の良好なナーシング・ホームもある。昨年9月に「ニューヨーク・タイムズ」紙に掲載された論文は、良いホームと悪いホームと比較しており、若干のメデケイドの患者が、その他のものよりもより適当で高度な処遇をうけているのはどうしてなのか、と問うたものであった。皮肉にも、その後「良いホーム」の患者がこれについて同紙にアドバイスを与えているが、このホームは一寸前に、食事、医療、その他の環境が低下してしまった。

しかし、ナーシング・ホームの経営者が利益を追求するかぎり、患者の虐待やその他の腐敗は続くだらうと思われる。このさい、新規に民間のナーシング・ホーム経営者に対し認可の審査を行うべきだという意見が強い。

厳しい法規制が多くの経営者に課される必要がある。過去に法規制が緩かった1つの理由は、病床数の不足であった。しかしながら、メデケイドがブームとなった結果、現在では病床数が過剰となっている。

また多くの専門家達は、ナーシング・ホームの患者達がニードを上回る高額な医療をうけていると語っている。例えば「中間の」医療施設は「専門のナーシング・ホーム・ケア」の経費の2/3の半額である。イリノイ州では、「中間の」医療施設の10病床が「専門ナーシング・ホーム・ケア」の1病床に相当する。ニューヨーク州においてはこの割合が逆になっている。

ニューヨーク州のメデケイドの支払い請求書は、国内最高の額に達している。

州は同プログラムに年間10億ドルを支出しており、この資金の2/3は、7万人の患者を抱える600のナーシング・ホームに流れる。ホーム経営の基礎割合は、現在、患者1人につき年間約1万ドルが平均的相場となっている。

専門家達は「専門ナーシング・ホーム・ケア」から「中間医療施設」への患者の移送で必要経費をコントロールする必要があるという。さらに彼等は、在宅の老人を多くうけ入れるこれに代る多様な保護プログラムの採用を勧告している。これらのプログラムには食事運搬プログラム、デー・ケア・クリニック、パート・タイムのヘルパー・プログラムおよび訪問看護プログラム等が含まれている。

問題は、老人を商品化する制度を改正して、高度な医療を提供する真の福祉プログラムの確立こそ検討されるべき問題なのである。

### ニューヨーク州の場合

ニューヨーク州で起った最近の事件から、ナーシング・ホームの実態を知るべく、州当局は次の措置を講じた。

1. 首都圏に約100か所の民間ナーシング・ホームを経営するバーナード・バーグマン (Bernard Bergman) とその妻を、州の生計費に関する暫定委員会の公聴会で証言させるべく召喚した。しかし彼等はこれに応じなかつたため、同委員会は裁判所に呼び出すよう手続をとった。

ニューヨーク市当局の報告書によれば、バーナード氏の経営するナーシング・ホームについては、1958年頃から患者虐待の事実が判明している。

2. 18人の連邦議会の議員で構成されるナーシング・ホーム企業に関する特別調査委員会が、ケアリ (Carey) 州知事から調査依頼をうけた。
3. 1974年1月13日に、ナーシング・ホーム企業における刑事法違反を調査すべく、特別大陪審が選任された。その結果、ルイス司法長官は、バーグマン氏がその経営について長い間政治的支持をうけていた事実を、10月に公表している。

その後、連邦議会の上院小委員会と州の生計費に関する暫定委員会は、共同で

ナーシング・ホーム企業に疑惑通り政治がからんでいるか否か、ホームへの政府補助金が組織犯罪に流れているか否かの調査を行なった。

そしてこの調査のため、州下院議長、ブロックリンの民主党のリーダー、その他マフィアとの関係を評判される有力者達が証人喚問をうけている。

ニューヨーク州では、メデケイド・プログラムはナーシング・ホームの必要経費を全て支給しており、1病床につき年間平均支給額は1万ドルとなっている。

州保健当局は、民間ホームに認可を与える責任を有しており、認可ホームについては、しばしば巡回して検査を行なわなければならない。これらの行政が前述のように怠慢になったために、腐敗が生じたのであるが、ニュー・ジャージイ州の216の民間ナーシング・ホームの状態もニューヨーク州のそれと同様だという。またコネチカット州でもそうした腐敗の噂があり、州当局では州内206の民間ナーシング・ホームの調査に着手したことを発表している。

連邦議会に提出されている国民健康保険プログラムに関する有力法案（政府案およびケネディ——ミルズ案）は、合衆国の医療制度の再編を提案しているが、そのなかでメデケイドの廃止も提案している。そこで、これら一連のスキャンダルの収拾策は、新しい医療制度と現行制度を置換える要因となるよう要望されている。

The New York Times, Weekly Review, Dec. 22,  
29, 1974, Jan. 12, 1975.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

## 企業年金改善法議会を通過

(西ドイツ)

企業の老齢者保護の改善のための法律が昨年末議会を通過し年内に発効することとなった。

連邦労相は12月23日、「新法は1200万に上る被傭者の社会的保障を増大するものである。連邦政府が計画していた重要な改革の一つがこれで実現され、多数の被傭者の切実な希望がここに充たされた」、と述べている。改革の要点は次の通りである。

1. 従来被傭者が就業の企業を変えた場合、企業年金の計算はそれで停止になつたが、今後は企業の協約が10年間である場合、もしくは被傭者が企業に12年間所属し、かつ協約が3年以上ある場合は、企業を変わっても請求権は全面的に残る。なお以上の場合被傭者は35歳に達していかなければならない。権利を有する被傭者は勤務の企業を変える時はその請求権の額を記した証明書を受ける。これで公的年金受給者となった時、権利が発生する。
2. 請求権は使用者の破産の場合も影響を受けない。使用者の年金保障組合によって保護されるのである。
3. 従来さまざまな形で企業の扶養給付は、他の給付と合算することで減額されていたが、これが大巾に救われることになった。たとえば公的年金の上昇の結果企業年金が減額されることは今後なくなるのである。
4. 企業の扶養給付が一般の上昇に伴なって上げられているかどうかについて、企業は3年毎に監査を受ける。この場合一般の物価上昇、公的年金受給者の生活情況、当該企業の景気が顧慮される。
5. 企業の扶養給付と公的年金の脱落期間が相互に均一化される。つまりたとえ